②　次に掲げる道府県　７月１日から翌年６月末日まで（ステップ２） 北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県	②　次に掲げる道府県　７月１日から翌年６月末日まで（ステップ１） 北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県
第３～第９　（略）	第３～第９　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第七百五十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和八管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年六月八日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和８管理年度（令和８年７月１日から翌年６月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　まさば及びごまさば太平洋系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

112,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	6,900
青森県	現行水準
岩手県	4,700
宮城県	現行水準
福島県	現行水準
茨城県	現行水準
千葉県	現行水準
東京都	現行水準
神奈川県	現行水準
静岡県	現行水準
愛知県	現行水準
三重県	6,500
大阪府	現行水準
和歌山県	現行水準
岡山県	現行水準
広島県	現行水準
徳島県	現行水準
香川県	現行水準
愛媛県	現行水準
高知県	現行水準
大分県	現行水準
宮崎県	3,400

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	22,800
まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	12,100
まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業	4,600
まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。